

総合評価落札方式（試行）にかかる 事務手引き

【特別簡易型】

令和5年7月

 和歌山市

目次

はじめに.....	1
1 総合評価落札方式.....	1
2 総合評価落札方式を適用する工事.....	1
3 総合評価落札方式の型式（特別簡易型）.....	1
4 学識経験者の意見聴取.....	1
5 落札者の決定.....	2
6 総合評価結果の公表.....	2
7 評価内容の担保及び履行確認.....	2
8 実施手順及び標準日数.....	3
9 評価項目.....	4
10 自己申告点数方式.....	8
11 自己申告点数方式による自己採点表の作成・提出.....	8
12 留意事項.....	10
13 様式.....	11

はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されている。

これらに基づき、公共工事の品質を確保しつつ、本市建設産業の健全な発展と持続につながる総合評価落札方式【特別簡易型】を試行する。

この手引きは、本市の総合評価落札方式入札について理解してもらうため、総合評価落札方式に関する内容を取りまとめたものであるが、あくまで標準的なものを記載しているため、詳細については入札案件毎の公告文などで確認すること。

1 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、価格に加えて価格以外の技術的要素を含めて総合的に評価することで落札者を決定する方式である。

2 総合評価落札方式を適用する工事

予定価格（税込）6千万円以上の工事で、価格以外の技術的要素を一体として評価することが妥当と認められる土木一式工事又は建築一式工事とする。

3 総合評価落札方式の型式（特別簡易型）

工事成績や保有する資格など、定量化された評価と入札価格を総合的に評価する方式

4 学識経験者の意見聴取

落札者決定基準を定めるときは、地方自治法施行令167条の10の2第4項に基づき、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聞かなければならない。この場合において評価項目及び配点について意見の聴取を行うとともに落札者を決定しようとするときに改めて意見の聴取の必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、施行令167条の10の2第5項に基づき、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

学識経験者の意見聴取は、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会において行う。

5 落札者の決定

(1) 最高評価値入札者の決定

次の算定式により評価値を算出し評価値の最も高い者を最高評価値入札者とする。

評価値の算定方法（除算方式）

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点＋加算点）}}{\text{入札価格}} \times 10^8$$

- ・加算点＝入札者の各評価項目の得点合計
- ・標準点は100点として入札参加資格の要件を満たす者全員に配点する。
- ・評価値は小数点第4位までとする（小数点第5位を四捨五入）
- ・評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により最高評価値入札者を決定する。

(2) 落札予定者の決定

最高評価値入札者の入札参加資格及び技術的な要素に関する提案資料（以下「技術資料」という。）を審査し落札予定者を決定する。

(3) 落札者の決定

低入札価格調査対象の場合、低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がされると認められるときは、落札予定者を落札者と決定する。低入札価格調査の対象ではない場合、落札予定者を落札者と決定する。

6 総合評価結果の公表

契約締結後速やかに技術資料の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等の方法により公表する。入札参加者で落札者とならなかったものは、総合評価結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を除く）に落札者として決定されなかった理由の説明を求めることができる。

7 評価内容の担保及び履行確認

受注者は、評価点が付与された評価内容について責任をもって確実に履行しなければならない。履行できない場合は、受注者の責によるものでない場合を除きペナルティとして工事成績評定点から5点以上の減点を行うとともに和歌山市建設工事等指名停止基準に基づき指名停止を行う場合がある。

8 実施手順及び標準日数（土日含む）

【特別簡易型】



(1) 入札公告から開札まで 15～23日

(2) 開札から落札者決定まで 7～20日

※落札者決定時に意見聴取が必要な場合はさらに日数が必要

9 評価項目

特別簡易型は、あらかじめ決定した次の評価項目及び配点を適用する。

総合評価（特別簡易型）落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力等（2点）	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		
	(1-1)過去5か年度の和歌山市発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	2
		70点以上75点未満 1.0+0.2×（工事成績評定の平均点-70）	1.0～1.9
	(1-2)過去5か年度の和歌山県発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	2
70点以上75点未満 1.0+0.2×（工事成績評定の平均点-70）		1.0～1.9	
地域貢献 （建築一式工事1.2点、土木一式工事1.5点）	(1)営業所の所在	主たる営業所の所在が和歌山市内	0.5
	(2)市内業者の活用	市内業者への予定一次下請比率が80%以上又はすべて自社施工	0.5
	(3)市内建設資材及び市内調達資材の使用	市産品3品目以上使用予定かつ市内業者からの予定材料調達割合が80%以上	0.5
	(4)災害協定締結事業者【土木一式工事のみ適用】	和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体事業者又は大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体の会員	0.5
配置予定技術者の施工能力等（2点）	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		
	(1-1)過去5か年度の配置技術者としての和歌山市発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	1
		70点以上75点未満 0.5+0.1×（工事成績評定の平均点-70）	0.50～0.95
	(1-2)過去5か年度の配置技術者としての和歌山県発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	1
		70点以上75点未満 0.5+0.1×（工事成績評定の平均点-70）	0.50～0.95
	(2)配置予定技術者の保有する資格	土木工事：該当する資格の保有期間が5年以上又は技術士 建築工事：該当する資格の保有期間が5年以上又は一級建築士	0.5
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.25
(3)継続教育（CPD）の取組状況	当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5	
	建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.25	
合計【土木一式工事の場合】			6
合計【建築一式工事の場合】			5.5
標準点	100点		評価値 $(\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 10^8$ 小数点第4位までとする（小数点第5位を四捨五入）
加算最高点	6点 又は 5.5点		
技術評価点	標準点+加算点		

※共同企業体の場合の加算点は、構成員ごとに算出(地域貢献(2),(3)の項目は構成員同じ点数とする)し、各加算点に出資比率を乗じた点を合計(小数点第2位まで(小数点第3位を四捨五入))したものである。

企業の施工能力等

次の（１－１）、（１－２）は、いずれかを選択するものとする。

（１－１）過去５か年度の和歌山市発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）

（配点２点～１．０点）

企業の施工能力を和歌山市発注工事で当該年度を含まない過去５か年度に元請けとして完成及び引渡しが完了した同業種の工事（請負金額２５０万円以上）の工事成績評定の平均点で評価する。共同企業体の構成員での実績は共同企業体への出資比率が２０％以上であるものは実績として認める。

【提出資料】

・様式２

（１－２）過去５か年度の和歌山県発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）

（配点２点～１．０点）

企業の施工能力を和歌山県発注工事で当該年度を含まない過去５か年度に元請けとして完成及び引渡しが完了した同業種の工事（請負金額１，５００万円以上）の工事成績評定の平均点で評価する。共同企業体の構成員での実績は共同企業体への出資比率が２０％以上であるものは実績として認める。

【提出資料】

・様式３

地域貢献

（１）営業所の所在

（配点０．５点）

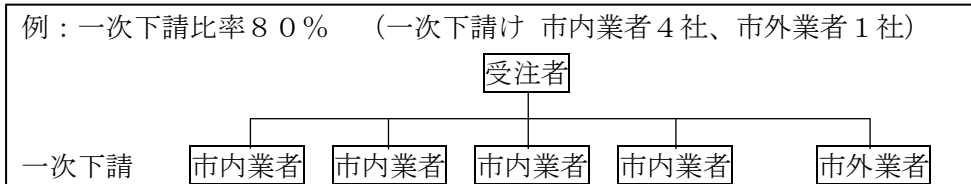
主たる営業所の所在が和歌山市内の場合に評価する。

【提出資料なし】

（２）市内業者の活用

（配点０．５点）

市内業者（市内に本社（本店）を有するもの）への予定一次下請比率が８０％以上又はすべて自社施工（市内業者のみ）の場合に評価する。これについては履行確認を行う。



【提出資料】

・様式４

(3) 市内建設資材及び市内調達資材の使用

(配点0.5点)

市産品3品目以上使用予定かつ市内業者(市内に本社(本店)を有するもの)からの予定材料調達割合が80%以上の場合に評価する。これについては履行確認を行う。

【提出資料】

・様式4

(4) 災害協定締結事業者

(配点0.5点)

和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体事業者又は大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体の会員を評価する。

ただし、前年度末までに協定を締結し、技術資料の審査時点において継続している場合とする。

【提出資料なし】

配置予定技術者の施工能力等

次の(1-1)、(1-2)は、いずれかを選択するものとする。

(1-1) 過去5か年度の配置技術者としての和歌山市発注工事の工事成績評定の平均点(同業種)

(配点1点~0.5点)

配置予定技術者の施工能力を和歌山市発注工事で当該年度を含まない過去5か年度に元請けとして完成及び引渡しが完了した同業種の工事(請負金額250万円以上)の工事成績評定の平均点で評価する。共同企業体の構成員での実績は共同企業体への出資比率が20%以上であるものは実績として認める。

【提出資料】

・様式5

(1-2) 過去5か年度の配置技術者としての和歌山県発注工事の工事成績評定の平均点(同業種)

(配点1点~0.5点)

配置予定技術者の施工能力を和歌山県発注工事で当該年度を含まない過去5か年度に元請けとして完成及び引渡しが完了した同業種の工事(請負金額1,500万円以上)の工事成績評定の平均点で評価する。共同企業体の構成員での実績は共同企業体への出資比率が20%以上であるものは実績として認める。

【提出資料】

・様式6

(2) 配置予定技術者の保有する資格

(配点0.5点、0.25点)

配置予定技術者が保有する資格（保有期間）を評価する。保有期間は、資格取得日から開札日までの経過年数とする。

【提出資料】

- ・様式7
- ・技術者の資格証の写し等（保有する資格及び資格保有期間がわかるもの）

(3) 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組状況

(配点0.5点、0.25点)

CPDの証明書は、建設系継続教育のうち、主任（監理）技術者と成り得る資格を保有した上で、その資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする）を得たものを上位に評価する。例えば、1級土木施工管理技士の場合は全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書とする。

また、その他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする）がある場合も評価するものとし、建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体が発行する証明書を建設系継続教育と認めるものとする。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が入札書提出開始日の3か月前から入札書提出締切日までのものに限る。証明書の発行日は、技術資料提出日以前のものであること。ただし、令和5年度に実施する入札のみ、1年間の証明期間の考え方を当該年度を含まない過去1か年度の実績としてもよいものとし、その他の年間の単位においても同様の扱いとする。

【提出資料】

- ・様式7
- ・当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明書の写し（各団体推奨単位以上）又はその他の建設系継続教育の証明書の写し（各団体推奨単位以上）

○建設系継続教育と認める団体

団体名	推奨単位	
	1年間	その他
空気調和・衛生工学会	50	—
建設コンサルタント協会	50	—
地盤工学会	50	—
全国土木施工管理技士会連合会	20	40（2年間）60（3年間） 80（4年間）100（5年間）
土木学会	50	—

日本環境アセスメント協会	50	250（5年間）
日本技術士会	50	250（5年間）
日本造園学会	50	—
日本都市計画学会	50	—
農業農村工学会	50	—
日本建築士会連合会	12	—
建設業振興基金	12	—
交通工学研究会	50	200（4年間） （TOE 交通技術上級資格者）
	40	150（4年間） （TOP 交通技術資格者）
森林・自然環境技術教育研修センター	20	100（5年間）
全国上下水道コンサルタント協会	50	—
全国測量設計業協会連合会	20	40（2年間）
		100（5年間）
全日本建設技術協会	25	—
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250（5年間）

10 自己申告点数方式

事務の軽減及び落札者決定までの期間を短縮するため、入札参加者が自己採点表を入札書に添付し提出する方式を採用する。入札参加者から提出された自己採点表の加算点と入札価格をもとに入札参加者の評価値を算出し、最高評価値入札者のみに審査に必要な資料を求め、この資料を審査の上、落札予定者を決定する。また、自己採点等に誤りがない場合及び自己採点に誤りがあった場合でも『12 留意事項（8），（9）』に基づき評価を行い、落札予定者が変わらない場合は落札予定者として決定する。審査の結果、最高評価値入札者が入れ替わった場合は、順次、最高評価値入札者の審査を行う。なお、最高評価値入札者以外の審査は行わないこととする。

11 自己申告点数方式による自己採点表の作成・提出

入札参加者は次の『自己採点表（特別簡易型）記入例』及び『12 留意事項』を十分確認し、自己採点表に点数を記入すること。

自己採点表（特別簡易型） 記入例

工事名 ○○○○○工事					
業者名 和歌山城建設（株）					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点 (入札者)	評価結果 (発注者)
企業の 施工能力等 (2点)	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		-	-	-
	(1-1)過去5か年度の和歌山市発注工事の 工事成績評定の平均点(同業種)	75点以上	2	1.9	
		70点以上75点未満 1.0+0.2×(工事成績評定の平均点-70)	1.0~1.9		
	(1-2)過去5か年度の和歌山県発注工事の 工事成績評定の平均点(同業種)	75点以上	2	0	
		70点以上75点未満 1.0+0.2×(工事成績評定の平均点-70)	1.0~1.9		
小計			2	1.9	
地域 貢献 (建築一式工事1.5点)	(1)営業所の所在	主たる営業所の所在が和歌山市内	0.5	0.5	
	(2)市内業者の活用	市内業者への予定一次下請比率が80%以上又は すべて自社施工	0.5	0.5	
	(3)市内建設資材及び市内調達資材の使用	市産品3品目以上使用予定かつ市内業者からの予定 材料調達割合が80%以上	0.5	0	
	(4)災害協定締結事業者 【土木一式工事のみ適用】	和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単 体、団体事業者又は大規模災害時応急対策業務協定 を締結した団体の会員	0.5	0	
	小計			2	1
配置 予定 技術者 の 施工 能力 等 (2点)	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		-	-	-
	(1-1)過去5か年度の配置技術者としての 和歌山市発注工事の工事成績評定の 平均点(同業種)	75点以上	1	0.95	
		70点以上75点未満 0.5+0.1×(工事成績評定の平均点-70)	0.50~0.95		
	(1-2)過去5か年度の配置技術者としての 和歌山県発注工事の工事成績評定の 平均点(同業種)	75点以上	1	0	
		70点以上75点未満 0.5+0.1×(工事成績評定の平均点-70)	0.50~0.95		
	(2)配置予定技術者の保有する資格	土木工事：該当する資格の保有期間が5年以上又は 技術士 建築工事：該当する資格の保有期間が5年以上又は 一級建築士	0.5	0.5	
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.25		
(3)継続教育(CPD)の取組状況	当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関 する建設系継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上の取得)	0.5	0.5		
	建設系継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上の取得)	0.25			
小計			2	1.95	
合計(土木一式工事の場合6.0点) (建築一式工事の場合5.5点)				4.85	

※評価内容及び評価基準に該当しない場合は0を記入する。

※最高評価値入札者となった際に提出する技術資料が提出されない場合、その評価項目は0点とする。

※地域貢献の「市内業者の活用」及び「市内建設資材及び市内調達資材の使用」は履行確認を行う。
提案項目を履行できない場合は、受注者の責によるものでない場合を除きペナルティとして工事成績評定点から
5点以上の減点を行うとともに和歌山市建設工事等指名停止基準に基づき指名停止を行う場合がある。

1 2 留意事項

- (1) 作成した自己採点表は入札書に添付し提出すること。
- (2) 自己採点表及び技術資料の作成に当たっては、各様式の説明をよく確認すること。
- (3) 入札書に自己採点表の添付がない場合は無効とする。提出された場合でも、自己採点数が記載されていない又は内容が確認できない場合は、その項目の点数については0点として評価する。
- (4) 同業種とは建設業法29業種区分による。
- (5) 配置予定技術者の施工能力等での評価は、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者として従事した実績とする。現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者での実績は含まない。
- (6) 配置予定技術者の異なる企業（以前の勤務先）での工事成績評定点は対象としない。
- (7) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。ただし、配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定するものとし、最高評価値入札者に提出を求める資料は、すべての配置予定技術者とする。
- (8) 自己採点が過大な場合は、適正な評価点に訂正し評価するものとする。
- (9) 自己採点が過小な場合は、評価点を訂正せずに評価するものとする。
- (10) 地域貢献の「市内業者の活用」及び「市内建設資材及び市内調達資材の使用」は履行確認を行う。提案項目を履行できない場合は、受注者の責によるものでない場合を除きペナルティとして工事成績評定点から5点以上の減点を行うとともに和歌山市建設工事等指名停止基準に基づき指名停止を行う場合がある。
- (11) 共同企業体を結成する場合の加算点は、構成員ごとに算出（評価項目の地域貢献「市内業者の活用」及び「市内建設資材及び市内調達資材の使用」の配点については、全構成員同じ点数とします）し、各加算点に出資比率を乗じた点を合計（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入））したものとする。
- (12) 技術資料は追加で資料の提出を求める場合がある。

1 3 様式

(記入例入り)

様式1

技術資料提出書

令和 ○年 ○月○○日

(宛先) 和歌山市長

住 所 和歌山市○○番地
商号又は名称 和歌山城建設(株)
代表者氏名 代表取締役 和歌山 太郎

工 事 名 _____○○○○○工事_____

上記工事に係る総合評価落札方式の評価項目を証明するため、下表の通り資料を提出します。
なお、提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

評価項目	番号	様式及び提出内容	提出
施工企業の 能力等	次の(1-1)、(1-2)は、いずれかを選択		/
	(1-1)	様式2	○
	(1-2)	様式3	
地域 貢献	(1)	提出物なし	—
	(2)(3)	様式4	○
	(4)	提出物なし	—
配置予定 技術者の 施工能力等	次の(1-1)、(1-2)は、いずれかを選択		/
	(1-1)	様式5	○
	(1-2)	様式6	
	(2)	様式7 技術者の資格証の写し等(保有する資格及び資格保有期間がわかるもの)	○
	(3)	様式7 継続教育(CPD)の証明書の写し	○

※ 提出するものに○印をつける。(○印のない様式は提出不要です。)

同業種の工事成績（和歌山市発注工事）

工 事 名：○○○○○工事

会社名：和歌山城建設（株）

過去 5 か年度の和歌山市発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）

番号	工事番号	請負金額	工事成績
	工事名	工期	
1	第○○○○○○○○号	○○○, ○○○, ○○○円	75 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
2	第○○○○○○○○号	○○○, ○○○, ○○○円	75 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
3	第○○○○○○○○号	○○○, ○○○, ○○○円	74 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
平均			74.5 点

- ※ 工事成績は請負金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）250万円以上の和歌山市請負工事成績評定要領又は和歌山市企業局請負工事成績評定要領により評定を行う市発注の工事に限る。
- ※ 当該年度を含まない過去5か年度内に、元請けとして完成及び引渡し完了した工事とする。
- ※ 共同企業体による工事実績については、出資比率20%以上の工事を対象とする。
- ※ 平均点は0.5点刻みで切り捨てること。

例：実績が3件で工事成績が75点、75点、74点の場合、74.5点となる
 $(75+75+74) \div 3 = 74.666\cdots \Rightarrow 74.5$ 点となる
 例：実績が4件で工事成績が71点、70点、70点、70点の場合、70点となる
 $(71+70+70+70) \div 4 = 70.25 \Rightarrow 70$ 点となる

- ※ 必要に応じて行を挿入、又は2枚に分けてください。

同業種の工事成績 (和歌山県発注工事)

工 事 名 : ○○○○○○工事

会社名 : 和歌山城建設 (株) _____

過去 5 か年度の和歌山県発注工事の工事成績評定の平均点 (同業種)

番号	工事番号	請負金額	工事成績
	工事名	工期	
1	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号	○○○, ○○○, ○○○円	71 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
2	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号	○○○, ○○○, ○○○円	70 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
3	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号	○○○, ○○○, ○○○円	70 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
4	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号	○○○, ○○○, ○○○円	70 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
平均			70 点

- ※ 工事成績は請負金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 1, 500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事 (建築・設備工事等) 成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う和歌山県発注の工事に限る。
- ※ 当該年度を含まない過去 5 か年度内に、元請けとして完成及び引渡し完了した工事とする。
- ※ 共同企業体による工事实績については、出資比率 20%以上の工事を対象とする。
- ※ 平均点は 0.5 点刻みで切り捨てること。

例：実績が 3 件で工事成績が 75 点、75 点、74 点の場合、74.5 点となる
 $(75+75+74) \div 3 = 74.666\dots \Rightarrow 74.5$ 点となる
 例：実績が 4 件で工事成績が 71 点、70 点、70 点、70 点の場合、70 点となる
 $(71+70+70+70) \div 4 = 70.25 \Rightarrow 70$ 点となる

- ※ 必要に応じて行を挿入、又は 2 枚に分けてください。

市内業者の活用、市内建設資材・市内調達資材の使用に関する提案書

工 事 名 : ○○○○○工事

会社名 : 和歌山城建設 (株)

提案項目 (提案項目に○印)	○	市内業者への予定一次下請比率が80%以上
		すべて自社施工 (市内業者のみ選択可能)

- ※ 市内業者とは和歌山市内に本社 (本店) を有するものとする。
- ※ 市内業者への予定一次下請比率 (一次下請け業者数のうち市内業者数の割合) の実績は施工体制台帳の業者数で割合を確認する (警備業者、資材業者、運搬業者及び測量業者等は含みません)

提案項目 (提案項目に○印)		市産品3品目以上使用予定かつ市内業者からの予定材料調達割合が80%以上
-------------------	--	-------------------------------------

- ※ 市産品とは和歌山市市産品登録制度実施要綱に基づく和歌山市市産品登録制度に登録されているものをいう
- ※ 市産品1品目の考え方
 - ・ 同品種については、サイズ・規格等が違っても設計数量全てを使用することで1品目とする。
 - 【例】生コンクリート (24-8-40、21-8-25、18-8-40 BB、N、H)
 - アスファルト (密粒、粗粒、安定処理・・・)
 - 砕石 (再生砕石、粒調砕石、切込砕石、栗石・・・)
 - 縁石 (地先境界ブロック、歩車道A、歩車道B、切下げ・・・)
 - 電線管 (φ20、φ25、φ40・・・)
 - 門型側溝 (300×300、400×400・・・)、U字溝 (300×300、400×400・・・) 及び柵 (300×300、400×400・・・)
 - は蓋がセットの場合は同一とする。
 - ・ 登録業者2社から同種の材料を使用した場合は2品目使用とする。
 - 【例】門型側溝 300×300・・・A社 門型側溝 400×400・・・B社
 - 柵・・・A社 柵の蓋・・・B社
 - 砕石 (再生砕石)・・・A社 砕石 (粒調砕石)・・・B社
 - 電線管 φ20・・・A社 φ40・・・B社 (A社・B社とも和歌山市産品登録業者)
- ※ 市内業者からの予定材料調達割合の考え方
 - ・ 市内業者とは和歌山市内に本社 (本店) を有するものとする。
 - ・ 予定材料調達割合とは和歌山市請負工事監督事務取扱要綱に定める工事材料承諾願における市内業者調達割合とする。
 - ・ 市内業者調達割合の算出は、調達業者の総数に対する市内業者数の割合とする。
 - ・ 調達業者とは受注者 (元請業者) が直接資材を発注する業者とする。材工共で一次下請業者に発注する場合はその一次下請け業者が調達業者となる。調達業者数は延べ数ではない。

この様式に関する提案は履行確認を行う。提案項目を履行できない場合は、受注者の責によるものではない場合を除きペナルティとして工事成績評定点から5点以上の減点を行うとともに和歌山市建設工事等指名停止基準に基づき指名停止を行う場合がある。

配置予定技術者の同業種の工事成績（和歌山市発注工事）

工 事 名：○○○○○工事

会 社 名：和歌山城建設（株）

配置予定技術者氏名：△△ △△

過去 5 か年度の和歌山市発注工事の工事成績評定の平均点（同業種）

番号	工事番号	請負金額	工事成績
	工事名	工期（配置期間）	
1	第○○○○○○○○号	○○○, ○○○, ○○○円	75 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○月○日～○○年○月○日	
2	第○○○○○○○○号	○○○, ○○○, ○○○円	74 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○月○日～○○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)	
3			
4			
5			
6			
7			
平均			74.5 点

- ※ 工事成績は請負金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）250万円以上の和歌山市請負工事成績評定要領又は和歌山市企業局請負工事成績評定要領により評定を行う市発注工事に限る。
 - ※ 当該年度を含まない過去5か年度内に、元請けとして完成及び引渡し完了した工事とする。
 - ※ 共同企業体による工事実績については、出資比率20%以上の工事を対象とする。
 - ※ 平均点は0.5点刻みで切り捨てること。
- 例：実績が3件で工事成績が75点、75点、74点の場合、74.5点となる
 $(75+75+74) \div 3 = 74.666\cdots \Rightarrow 74.5$ 点となる

例：実績が4件で工事成績が71点、70点、70点、70点の場合、70点となる
 $(71+70+70+70) \div 4 = 70.25 \Rightarrow 70$ 点となる
- ※ 異なる企業（以前の勤務先）での工事成績評定は実績としないものとし、原則として工期の1/2以上の配置期間のものに限る。
 - ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
 - ※ 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に作成すること。
 - ※ 必要に応じて行を挿入、又は2枚に分けてください。

配置予定技術者の同業種の工事成績 (和歌山県発注工事)

工 事 名 : ○○○○○○工事

会 社 名 : 和歌山城建設 (株) _____

配置予定技術者氏名 : △△ △△ _____

過去 5 か年度の和歌山県発注工事の工事成績評定の平均点 (同業種)

番号	工事番号	請負金額	工事成績
	工事名	工期 (配置期間)	
1	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号	○○○, ○○○, ○○○円	71 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	
2	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号	○○○, ○○○, ○○○円	70 点
	○ ○ ○ ○ 工 事	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日 (○年○○月○○日～○年○○月○○日)	
3			
4			
5			
6			
7			
平均			70.5 点

※ 工事成績は請負金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 1, 500 万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事 (建築・設備工事等) 成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う和歌山県発注の工事に限る。

※ 当該年度を含まない過去 5 か年度内に、元請けとして完成及び引渡し完了した工事とする。

※ 共同企業体による工事実績については、出資比率 20% 以上の工事を対象とする。

※ 平均点は 0.5 点刻みで切り捨てること。

例: 実績が 3 件で工事成績が 75 点、75 点、74 点の場合、74.5 点となる

$$(75+75+74) \div 3 = 74.666\cdots \Rightarrow 74.5 \text{ 点となる}$$

例: 実績が 4 件で工事成績が 71 点、70 点、70 点、70 点の場合、70 点となる

$$(71+70+70+70) \div 4 = 70.25 \Rightarrow 70 \text{ 点となる}$$

※ 異なる企業 (以前の勤務先) での工事成績評定は実績としないものとし、原則として工期の 1/2 以上の配置期間のものに限る。

※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。

※ 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に作成すること。

※ 必要に応じて行を挿入、又は 2 枚に分けてください。

配置予定技術者の保有する資格及び CPD 取組状況

工 事 名 : ○○○○○○工事

会社名 : 和歌山城建設 (株) _____

配置予定技術者の氏名	△△ △△
法令等による資格・免許	1 級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号)
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有 一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 技術者の資格証の写し等 (保有する資格及び資格保有期間がわかるもの) を添付すること。
- ※ 技術士については、当該工事の監理技術者になりうる部門に限る。
- ※ CPDの証明書の写しを添付すること。
- ※ 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に作成すること。